

# 高梁市地域防災計画の一部修正

岡山県地域防災計画の修正内容や平成30年7月豪雨災害対応の教訓並びに最近の施策の進展等を踏まえ、災害予防・恒久対策を充実する観点から、防災関係機関等と意見調整を行い、市防災会議に諮り計画の修正を図る。

## 【高梁市地域防災計画の主な修正項目】

### (1) 平成30年7月豪雨災害への対応を踏まえた修正

- 近年最大となった洪水・土砂災害の複合災害への対応を踏まえた防災体制や防災行動計画の取組み。
- 「自らの命は自らが守る」自助・共助の取組みと公助との連携強化による地域防災力強化の取組み。

## 【高梁市地域防災計画の主な修正項目】

(2) 岡山県地域防災計画改定を踏まえた修正

➤ 複合的に発生する水災害に対し、多様な関係者による密接な連携体制の構築。

## 【高梁市地域防災計画の主な修正項目】

(3) 最近の施策の進展等を踏まえた  
修正

- 受け手が情報の意味を直感的に理解できるように、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供。
- 新型コロナウイルス感染症対策を考慮した避難所対応。

## 【高梁市地域防災計画の主な修正項目】

- 災害時に自力で避難することができない高齢者や障害者など（避難行動要支援者）の避難支援制度及び要配慮者利用施設の避難確保計画など要配慮者の安全確保の取り組み

➤近年最大となった複合災害対応を踏まえた  
防災体制や防災行動計画の取組み。

## 避難の発令基準の明確化のための見直し

- ・洪水に係る発令について、水位情報のない河川に対応するため、洪水の危険度分布を用いる。
- ・土砂災害に係る発令について、雨量基準に替え、土砂災害危険度メッシュ情報等を用いる。
- ・強い降雨や台風等が夜間に接近、通過が予想される場合に発令を行う。

# ◆避難発令基準の見直し案

警戒レベル	避難情報等	高梁川・成羽川				洪水		土砂災害		その他
		方谷	高梁	広瀬	成羽	水位情報がない河川	ダム	土砂災害危険度判定メッシュ情報		
解除		避難判断水位を下回る				洪水警報解除		大雨警報解除		
警戒レベル5	災害発生情報 ※可能な範囲で発令	氾濫発生				大雨特別警報（浸水害）		大雨特別警報（土砂災害） 土砂災害発生		
警戒レベル4	避難指示（緊急） 避難勧告	氾濫危険水位				洪水警報の危険度分布 （非常に危険）	千屋・河本・小阪部川ダムの合計 放流量 800 m <sup>3</sup> /s 超過 黒鳥ダム放流量 1,400 m <sup>3</sup> /s 超過 4ダム合計放流量 1,800 m <sup>3</sup> /s 超過	土砂災害警戒判定メッシュ 情報（極めて危険）		
		5.1	4.8	6.9	4.4			土砂災害警戒判定メッシュ 情報（非常に危険） 土砂災害警戒情報		
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	避難判断水位				洪水警報の危険度分布 （警戒）	千屋・河本・小阪部川ダムの合計 放流量 700 m <sup>3</sup> /s 超過 黒鳥ダム放流量 1,200 m <sup>3</sup> /s 超過 4ダム合計放流量 1,600 m <sup>3</sup> /s 超過	土砂災害警戒判定メッシュ 情報（警戒）		強い降雨、台風等の 夜間から明け方にか けての接近・通過が 予想される場合
		4.7	4.4	5.8	4.0	洪水警報		大雨警報（土砂災害）		
警戒レベル2	大雨注意報 洪水注意報	氾濫注意水位				洪水警報の危険度分布 （注意）		土砂災害警戒判定メッシュ 情報（注意）		
		3.8	4.4	5.8	4.0					
警戒レベル1	早期注意情報（警報級の可能性）									

## ■避難対象区域

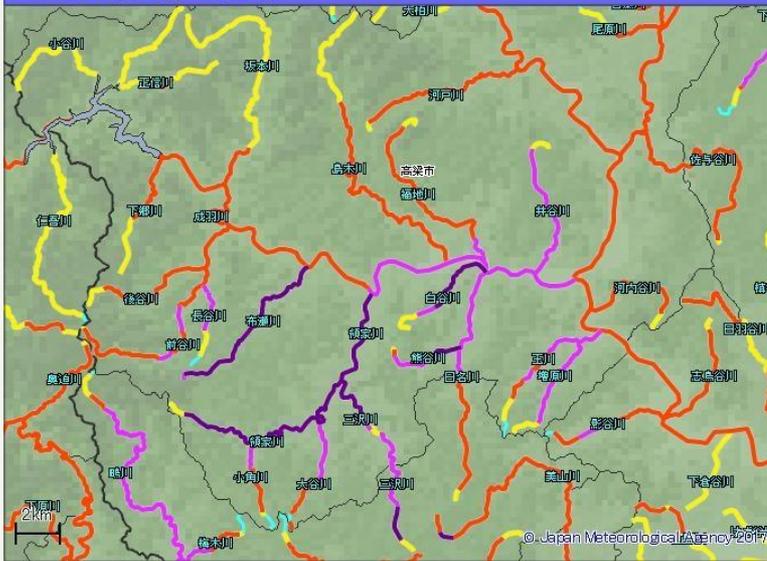
### 【洪水による避難対象区域】

- 高梁川 方谷観測所管内：新見市境から有漢川合流点の沿川
- 高梁観測所管内：有漢川合流点から成羽川合流点の沿川
- 広瀬観測所管内：成羽川合流点から総社市境の沿川
- 成羽川 成羽観測所管内：高梁川合流点から領家川合流点の沿川
- その他 各河川の沿川

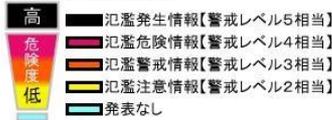
### 【土砂災害による避難対象区域】

気象庁・岡山県の土砂災害危険度メッシュ情報等により、大字等の単位に発令。ただし、近年、土砂災害の発生等で未対策・対策中の箇所は箇所毎に発令。

2018年07月06日22時20分



指定河川洪水予報  
 国や都道府県が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川について、洪水のおそれがあると認められるときに発表。



洪水警報の危険度分布



# 洪水警報の危険度分布

岡山県土砂災害危険度情報

お知らせ 2012.3.1 土砂災害危険度情報の表示が新しくなりました。

発表時刻 2010/07/14 10:00

土砂災害危険度情報

大雨警報  
大雨注意報

雨量分布

携帯サイトへはこちらのURLからアクセスできます。  
<http://www.d-keikai.pref.okayama.jp/>

バーコード読取機能のある携帯電話は右のバーコードからもアクセスできます。

お知らせの履歴  
 2012.04.01 関連リンクの情報を更新しました。

# 土砂災害の危険度メッシュ情報

# タイムラインによる防災活動の取組み

## タイムライン

・・・災害の発生に備えて「いつ」「誰が」「何をするか」を  
時系列に整理した防災行動計画

高梁川水系の41の機関が参画して令和元年に策定された「高梁川水害タイムライン」及び、高梁市災害対策本部各班が実施する「高梁市水害タイムライン」による防災活動に取り組むこと及び実施状況を共有する。

## ダムの事前放流の取組み

平成30年7月豪雨災害による被害を踏まえ、高梁川水系の21団体による「高梁川水系治水協定」に基づき、高梁川水系の全20ダムが参画して、豪雨が予測される場合は、事前放流等により洪水調節機能を強化し、被害の防止・軽減を図る。

# 災害ボランティアセンターの設置・運営

甚大化する災害に対するボランティアニーズの重要性を鑑み、災害ボランティアセンターの設置・運営について整理を行った。

## ・災害ボランティアセンターの開設

・・・市の要請により社会福祉協議会が行う

## ・活動内容

支援ニーズの把握

活動希望者の受付・登録・活動の調整

情報の発信及び受信

必要な物資の調達・管理、支援金品の募集活動など

➤ 「自らの命は自らが守る」自助・共助の取組みと公助との連携強化による地域防災力強化の取組み。

住民が自らの判断で避難行動を取ることの周知

- ・「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと取るべき避難行動等についての住民の理解の促進を図るため、住民主体の取組を支援・強化する。
- ・自助・共助の取組みが適切かつ継続的に実施されるための専門家の活用を図る。

## 自らの命は自らで守ることの意識を高めるための防災教育の推進

- ・地域の災害リスクや避難の必要性について理解が進むよう、わかりやすく周知し、地域住民の防災意識の高揚を図る。
- ・学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図る。
- ・一人ひとりの防災行動計画である「マイ・タイムライン」作成講習等の支援を行っていく。

## マイ・タイムライン

- ・・・災害の発生に備えて、一人ひとりの家庭状況等に合わせて自分自身がとる標準的な防災行動計画を時系列に整理したもの。

高梁市では、令和元年から市民向けのマイ・タイムライン講習会を実施。

高梁市の特性を踏まえ、土砂災害にも対応したマイ・タイムライン作成ツールを考案した。



◀市民向け講習会  
(令和元年12月1日開催)

教材「逃げキッド」▶



➤複合的に発生する水災害に対し、多様な関係者による密接な連携体制の構築。

防災・減災のハード・ソフト対策を推進するため、多様な関係者による密接な連携体制の構築

- ・複合的に発生する水災害に対し、ハード・ソフト対策を推進するため設置された減災対策協議会等を活用。
- ・災害により情報伝達ができない場合等を想定し、関係機関からリエゾンを市本部に派遣する。
- ・各機関との協定締結等による連携強化と、訓練等を通じての、実効性の確保を行う。

➤受け手が情報の意味を直感的に理解できるように、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供。

受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組の推進

警戒レベル	行動を促す情報 (避難情報等)	住民が取るべき行動
警戒レベル5	災害の発生情報	命を守る最善の行動
警戒レベル4	避難指示(緊急) 避難勧告	避難
警戒レベル3	避難準備・高齢者等 避難開始	高齢者等は避難 他の住民は準備
警戒レベル2	注意報	避難行動の確認
警戒レベル1	警報級の可能性	心構えを高める

# 災害対策基本法の改正（案）

- ・避難のタイミングを明確にするため、警戒レベル4の避難勧告を廃止し、「避難指示」に一本化。
- ・災害が発生、切迫した場合に緊急的に安全を確保する行動へ変容するよう、促す情報を警戒レベル5「緊急安全確保」とする。
- ・早期の避難を促すターゲットを明確にするため、警戒レベル3の情報を「高齢者等避難」に見直し。

警戒レベル	行動を促す情報
5	緊急安全確保
レベル4までに必ず避難	
4	避難指示
3	高齢者等避難

※警戒レベル1、2は省略

## ➤ 新型コロナウイルス感染症対策を考慮した 避難所対応。

### 避難所における避難者の過密抑制等の感染症 対策を取り入れた防災対策

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進

- ・避難者の過密抑制
- ・換気等の設備の整備
- ・マスク、消毒液などの衛生資材の備蓄

など

## 感染症対策に係る平常時からの防災担当部局と保健福祉担当部局の連携

- ・被災地での感染症の発生、拡大がみられる場合の必要な措置を講じるよう努めること
- ・感染症患者が発生した場合の対応等

## 分散避難の周知

居住する地域の災害リスクや住宅の条件を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。

- ・安全な場所にいる人は避難場所に行く必要がないこと
- ・避難先として安全な親戚・知人宅等もあること など

# 新型感染症に留意した多様な避難

監修 松尾一郎@東大、根本昌弘@日赤北海道看護大

## 従来の避難（～2019年）

自宅等



自宅



## ① 在宅避難



動かない避難



避難ステーション  
(自治体設置)

## ② 避難所避難



健常者

疑感染



緊急避難は、困難な形態。  
1日後に活用可能な形態。

## ③ ホテル避難



## ④ 青空避難 (環境改善テント)



## ④ 青空避難 (車空間利用)



## ⑤ 縁故避難



## 新たな時代の分散避難 (After Corona)

社会的距離(social distancing)を保った多様な避難(evacuation)

感染症対策を踏まえた避難所運営

高梁市においては、  
現時点では実施していません

➤ 災害時に自力で避難することができない高齢者や障害者など（避難行動要支援者）の避難支援制度及び要配慮者利用施設の避難確保計画など要配慮者の安全確保の取組み

▪ 要配慮者

- ・・・高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者

▪ 避難行動要支援者

- ・・・要配慮者のうち、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のために特に支援を要する者

## 避難行動要支援者名簿の要件等の見直し

平成25年の災害対策基本法の改正により、災害時に自ら避難行動を取ることが困難な要配慮者等について実効ある避難支援がなされるよう、市町村に「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられた。

名簿情報は、同意を得た者及び条例により定めがある場合は平時から関係機関に提供が可能で、非常時には同意の有無に関わらず提供することができる。

また、「避難行動要支援者避難行動支援に関する取組指針」では、市の取り組むべき事項として、一人ひとりの避難計画である「個別計画」の策定が求められている。

# ◆要件等の見直し案

	名簿に登載する者の範囲	名簿へ記載する事項	避難支援等関係者となる者
現行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護認定3以上</li> <li>・身体障害者手帳1・2級</li> <li>・療育手帳A</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳1・2級</li> <li>・市の要配慮者システム登録者</li> <li>・備北保健所の難病患者要配慮者リスト対象者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名</li> <li>・生年月日</li> <li>・性別</li> <li>・住所又は居所</li> <li>・世帯主の氏名</li> <li>・電話番号その他の連絡先</li> <li>・世帯状況</li> <li>・避難支援を必要とする事由</li> <li>・緊急連絡先</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防機関</li> <li>・県警察</li> <li>・民生委員、児童委員</li> <li>・福祉委員</li> <li>・自主防災組織</li> </ul>
見直し案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護認定3以上</li> <li>・身体障害者手帳1・2級</li> <li>・療育手帳A</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳1・2級</li> <li>・<del>市の要配慮者システム登録者</del></li> <li>・備北保健所の難病患者要配慮者リスト対象者</li> <li>・<u>その他、何らかの事由により災害時に自ら避難することが困難で、名簿掲載を申請した者</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名</li> <li>・生年月日</li> <li>・性別</li> <li>・住所又は居所</li> <li>・世帯主の氏名</li> <li>・電話番号その他の連絡先</li> <li>・世帯状況</li> <li>・避難支援を必要とする事由</li> <li>・緊急連絡先</li> <li>・<u>避難支援等の実施に関し市長が必要とする事項</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防機関</li> <li>・県警察</li> <li>・民生委員、児童委員</li> <li>・<del>福祉委員</del></li> <li>・<u>社会福祉協議会</u></li> <li>・自主防災組織<u>その他の避難支援等の実施に携わる関係機関</u></li> </ul>

# 危険地域内に位置する要配慮者利用施設による避難等に関する計画の作成

水防法及び土砂災害防止法により、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等に所在する要配慮者利用施設について、地域防災計画に定められた施設の管理者等に対して、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付け。

⇒ 地域防災計画に対象施設を定め、各施設に計画作成を促し、作成を推進していく。

- ・社会福祉施設 64か所
- ・学校 22か所
- ・医療施設 21か所

## 要配慮者利用施設

- ・・・社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

## 避難確保計画

- ・・・土砂災害や浸水被害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画

### 《計画に定める事項》

防災体制、避難誘導、施設の整備、防災教育及び訓練の実施、その他必要な措置